

公益社団法人名古屋中村法人会 会費規程の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則（令和4年5月31日改正） この規程は令和4年5月31日に施行し、令和5年4月1日から適用する。</p>	
<p>別表 会費基準</p>	<p>別表 会費基準</p>
<p>1. 正会員（定款第5条第1項第1号に規定する会員）</p> <p>(1) 資本金額（出資金額） 100万円以下の法人 年会費 <u>4,000円</u></p> <p>(2) 同 300万円以下の法人 年会費 <u>5,400円</u></p> <p>(3) 同 500万円以下の法人 年会費 <u>7,200円</u></p> <p>(4) 同 1,000万円以下の法人 年会費 <u>9,000円</u></p> <p>(5) 同 2,000万円以下の法人 年会費 <u>10,800円</u></p> <p>(6) 同 3,000万円以下の法人 年会費 <u>14,400円</u></p> <p>(7) 同 5,000万円以下の法人 年会費 <u>20,000円</u></p> <p>(8) 同 1億円以下の法人 年会費 <u>39,000円</u></p> <p>(9) 同 1億円を超える法人 年会費 <u>65,000円</u></p> <p>(10) 宗教法人・学校法人・財団法人・社団法人 年会費 <u>4,000円</u></p> <p>(11) 支店、出張所または従たる事務所 年会費 <u>4,000円</u></p> <p>(12) 会員である親会社と代表者が同一の関係会社 年会費 <u>4,000円</u></p> <p>(13) 協同組合 年会費 <u>4,000円</u></p>	<p>1. 正会員（定款第5条第1項第1号に規定する会員）</p> <p>(1) 資本金額（出資金額） 100万円以下の法人 年会費 2,400円</p> <p>(2) 同 300万円以下の法人 年会費 3,600円</p> <p>(3) 同 500万円以下の法人 年会費 4,800円</p> <p>(4) 同 1,000万円以下の法人 年会費 6,000円</p> <p>(5) 同 2,000万円以下の法人 年会費 7,200円</p> <p>(6) 同 3,000万円以下の法人 年会費 9,600円</p> <p>(7) 同 5,000万円以下の法人 年会費 15,000円</p> <p>(8) 同 1億円以下の法人 年会費 30,000円</p> <p>(9) 同 1億円を超える法人 年会費 50,000円</p> <p>(10) 宗教法人・学校法人・財団法人・社団法人 年会費 2,400円</p> <p>(11) 支店、出張所または従たる事務所 年会費 1,000円</p> <p>(12) 会員である親会社と代表者が同一の関係会社 年会費 1,000円</p> <p>(13) 協同組合 年会費 1,000円</p>
<p>2. 特別会員（定款第5条第1項第2号に規定する会員） 年会費 <u>4,000円</u></p>	<p>2. 特別会員（第5条第1項第2号に規定する会員） 年額 1,000円</p>